



佐賀県公報

平成21年
2月17日
(火曜日)
第 13127号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

(一・職員課) 一

告 示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律に基づく土砂災害警戒区域の指定

(二八・河川砂防課) 四

道路の供用開始

(二九・道路課) 五

公 告

落札者等の公示

(新産業課) 四

換地処分

(農地整備課) 四

公布された規則のあらまし

○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一号)

1 職員の配偶者等の介護を目的とする通勤経路の逸脱又は中断を日常生活上必要な行為とすることとした。(第一条の五関係)

2 この規則は、公布の日から施行し、平成二〇年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することとした。

○ 規 則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第一号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年佐賀県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(断続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二条の五の規定は、平成二十年四月一日以後

に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

○ 告 示

●佐賀県告示第二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十一年二月十七日

佐賀県知事 古川 康

市町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
唐津市相知町	田頭一・一 (三八四・〇四三・一) 田頭一・二 (三八四・〇四三・二) 田頭一・三 (三八四・〇四三・三) 田頭二(三八四・〇四四) 本谷(三八四・〇七四) 大辰(三八四・〇七七) 中尾(三八四・〇七八)	急傾斜地の崩壊	
	本谷川二(三八四・〇六六) 山口川一(三八四・〇六七) 山口川二(三八四・〇六九) 田頭川(三八四・〇六八) 大辰川(三八四・〇七〇) 中尾川(三八四・〇七一) 徳若川一(三八四・〇七二) 徳若川二(三八四・〇七三) 越道川(三八四・〇二〇)	土石流	
唐津市相知町	湯屋 加志川(三八四・〇四一) 湯屋二(三八四・〇四二) 湯屋谷一(三八四・〇七三) 湯屋谷二(三八四・〇七二)	急傾斜地の崩壊	
唐津市相知町	湯屋谷川一(三八四・〇六一) 湯屋谷川二(三八四・〇六二) 湯屋谷川三(三八四・〇六三) 湯屋谷川四(三八四・〇六四) 本谷川一(三八四・〇六五) 加志川川(三八四・〇六三)	土石流	
唐津市相知町	横枕 六反田四(三八四・〇七一)	急傾斜地の崩壊	
唐津市相知町	長部田 カコ岩(三八四・〇四九) 長部田(三八四・〇五〇) 三十六(三八四・〇五一) 千原(三八四・〇五四・一) 千原(三八四・〇五四・二) 千原三(三八四・〇五三) 下の谷(三八四・〇五五・一) 下の谷(三八四・〇五五・二) 下の谷三(三八四・〇九一) 下の谷四(三八四・〇九二) 下の谷五(三八四・〇九三) 下の谷六(三八四・〇九四) 下の谷七(三八四・〇九五) 城の浦一(三八四・〇八七) 城の浦二(三八四・〇八八)	"	
	下の谷川一(三八四・一一三) 下の谷川二(三八四・一一三) 下の谷川三(三八四・一一四) 下の谷川四(三八四・一一六) 千原川一(三八四・一一五) 千原川二(三八四・一一六) 千原川三(三八四・一一七) 千原川四(三八四・一一八) カコ谷川二(三八四・一四〇) カコ谷川三(三八四・一四一)	土石流	

唐津市相知町 町切	町切二・一 (三八四・〇四七・一) 町切二・二 (三八四・〇四七・二) 明神山一(三八四・〇四八) 明神山二(三八四・〇八五) 明神山三(三八四・〇九五) 馬谷一(三八四・〇八六) 馬谷三(三八四・〇八三) 上ホラジ川・一 (三八四・〇七五・一) 上ホラジ川・二 (三八四・〇七五・二) 明神山川(三八四・〇七六) 馬谷川二(三八四・〇七〇)	急傾斜地の崩壊
唐津市相知町 楠	楠一(三八四・〇四五) 榎の木(三八四・〇四六) 浦野(三八四・〇九四) 長田(三八四・〇七九) 大原二(三八四・〇八一) 向エ・一 (三八四・〇八一・一) 向エ・二 (三八四・〇八一・二) 向エ・三 (三八四・〇八一・三) 向エ・四 (三八四・〇八一・四) 浦野川(三八四・〇七四) 榎の木川一(三八四・〇七八) 榎の木川二(三八四・〇七一) 大原川一(三八四・〇六四) 大原川二(三八四・〇六五) 大原川三(三八四・〇六七) 楠川(三八四・〇六六) 向エ川一(三八四・〇六八) 向エ川二(三八四・〇六九)	土石流
唐津市厳木町 本山	本山・長部田(三八三・〇〇一)	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面を佐賀県国土づくり本部河川砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の通り道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月十七日から平成二十一年三月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧にする。

平成二十一年二月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山谷大木線	西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙二三九六番一 地先から 西松浦郡有田町山谷切口字黒木原乙二三七〇番四 地先まで	平成二一・二・一七

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成21年2月17日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 西 村 宏 之

- 1 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 2 落札者に係る調達物件の名称及び数量
イオン脱離測定装置製作業務 一式
- 3 入札公告を行った日

平成20年12月3日
4 落札者を決定した日
平成21年1月13日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

真空光学株式会社 代表取締役 北野 貴

(2) 住所

東京都大田区下丸子二丁目18番18号

6 落札金額

34,545,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県農林水産商工本部新産業課

(2) 所在地

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)相知地区坊中換地区の換地計画に基づき、平成21年1月19日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成21年2月17日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年三二,二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年二月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社